

## 社会福祉施設等における感染症等発生情報の取扱要領

### 1 目的

社会福祉施設等は、感染症の発生を予防し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない責務を負っている。

また、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長外通知)により、感染症等が発生した場合は、行政機関に報告することとされている。

この取扱要領は、社会福祉施設等における感染症の発生を回避するため広く関係者に対して現況を知らせて注意喚起し、もって感染症の発生予防及びまん延の防止を図ることを目的とする。

### 2 感染症等発生時の報告対象施設

別表1のうち静岡県所管施設

### 3 報告対象基準

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

### 4 感染症等発生情報の取扱

社会福祉施設等から報告を受けた感染症等発生情報については、以下のとおり取り扱うこととする。

#### (1) 社会福祉施設等の所管課

社会福祉施設等から報告を受けた各所管課は、速やかに「社会福祉施設等感染症発生報告書」(平成18年2月9日付け健地第612号静岡県健康福祉部長通知様式)及び別表2を福祉指導課法人児童指導班へ提出する。

#### (2) 福祉指導課法人児童指導班

静岡県内の社会福祉施設等における集団感染等の発生動向を把握し、注意喚起とまん延防止を図るため、別表2による報告を1週間毎に集計し、別表3-1及び3-2により静岡県ホームページに掲載し公表する。

#### (3) 社会福祉施設等における感染症等発生時における報告等の流れ

別紙のとおり

### 5 施行日

この取扱要領は、令和5年5月8日から施行する。